

平成30年度福岡市港湾整備事業特別会計予算案

平成30年度福岡市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,102,060千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成30年2月23日提出

福岡市長 高島宗一郎

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
(1) 分担金及び負担金		千円 31,466
	1. 負 担 金	31,466
(2) 使用料及び手数料		2,079,431
	1. 使 用 料	2,079,431
(3) 国庫支出金		19,542
	1. 国 庫 補 助 金	19,542
(4) 財 産 収 入		5,440,243
	1. 財 産 運 用 収 入	1,833,040
	2. 財 産 売 払 収 入	3,607,203
(5) 繰 入 金		955,124
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	955,124
(6) 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
(7) 諸 収 入		32,253
	1. 延 滞 金 及 び 加 算 金	100
	2. 保 険 料 収 入	20
	3. 公 金 運 用 利 子	1
	4. 雑 収 入	32,132
(8) 市 債		3,544,000
	1. 市 債	3,544,000
歳 入 合 計		12,102,060

歳 出

款	項	金 額
(1) 総 務 費		千円 5,590,977
	1. 総 務 管 理 費	5,590,977
(2) 事 業 費		3,352,619
	1. 臨 海 土 地 整 備 事 業 費	2,413,949
	2. 機 能 施 設 整 備 事 業 費	938,670
(3) 公 債 費		3,158,364
	1. 公 債 費	3,158,364
(4) 予 備 費		100
	1. 予 備 費	100
歳 出 合 計		12,102,060

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
箱 崎 ぶ 頭 地 区 ア ン ロ ー ダ 設 置 工 事	平 成 31 年 度 及 び 平 成 32 年 度	千円 平成31年度以降 1,206,568

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨海土地整備事業費	千円 2,114,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。</p> <p>起債時期は平成30年度とする。</p> <p>ただし、工事又は市財政の都合により</p>	<p>9.0以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金</p>	<p>起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に元金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は市長の定めるところによるものとする。</p>
機能施設整備事業費	777,000	<p>起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。</p>	<p>について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。</p> <p>なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。</p>
資本費債 平準化債	653,000			